



令和4.2.1  
第47号  
公益社団法人  
三条法人会  
三条市須頃1-20  
三条商工会議所会館5F  
TEL (0256) 35-6350  
FAX (0256) 32-9335  
URL  
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>  
発行責任者  
総務広報委員長 長岡 信治

もっと、いい会社であるために。



(写真提供 道の駅漢学の里しただ)

## 「穏やかに、ただありのままに。三条市・下田郷」

豊かな自然と伝統的な農村文化が深く融合する下田地域。

古くから「下田郷」と呼ばれ、ものづくりのまち・三条市の東部に位置しています。

雄大な守門岳・粟ヶ岳、景勝八木ヶ鼻、どこまでも広がる田園風景、五十嵐川の清流、四季折々の趣を見せる景色。下田郷の自然は、私たちの心に癒しを与えてくれます。

また、下田への多くの来訪者にとって、下田のゆっくりとしたスタイルがもたらす喜びは「ただこの田舎の美しさを楽しむこと」です。

この豊かな土地で受け継がれてきた農村文化は、今も人々の暮らしに深く根付いています。

人と人の温かなつながりや、共に支えあって生きる豊かさは、下田で暮らす人の生きがいとなり、地域の魅力の醸成へとつながっています。

(投稿者 道の駅漢学の里しただ 駅長 佐野 英憲)

三条法人会  
**消費税期限内納付**  
推進運動実施中

## 迎 春 ～2022年頭ご挨拶～



## 新年のご挨拶

公益社団法人 三条法人会  
会長 野崎 正明

新年を迎えるにあたり、謹んでご挨拶申し上げます。

会員の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃は法人会活動にご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は少しずつ収束の方向に向かうと思われましたが、数か月前より新型オミクロン株が急速に拡大し、大変厳しい状況となっています。

重症化しないという見解もありますが、会員の皆様には健康に十分留意して頂きたいと思います。

令和3年度の法人会活動は、感染防止対策の徹底や規模縮小などにより、ほぼ計画通りに進めることができました。

特に、租税教室や絵はがきコンクール、福祉施設へのタオルの寄贈は、今後も社会貢献活動として積極的に展開していく所存であります。

そうした状況の中、12月に令和4年度税制改正大綱が決定いたしました。基本的な課題は、コロナ対策の財源となった国債の膨大であります。将来世代に先送りせず現世代で解決するよう久しく議論されておりますが、更なる税財政改革により、持続可能な社会保障制度と財政健全化にむけた取り組みを積極的に推進して欲しいと願うものです。法人関係では、中小企業における所得拡大促進税制の見直し、いわゆる賃上げによる税額控除、交際費の損金算入制度の2年延長、また5G導入促進税制の税額控除の見直しなど、多岐にわたっております。

私達は、社会の変化に対応した税制に目を向けながら企業経営に取り組んで行くことが必要となってまいります。

一方、コロナ禍も既に二年にわたっており、私達中小企業は大変厳しい状況に至っております。政府と自治体によるコロナへの周知・広報の徹底と申請手続きの簡略化など全力で取り組んで欲しいと願っております。

私達法人会も、税のオピニオンリーダーとして、また国や地域社会の繁栄に貢献する経営者の団体として、今後も法人会活動をより積極的に展開し、企業の発展や地域社会に貢献できるよう取り組んでまいりたいと思います。改めて、税務当局並びに税理士会様のより一層のご指導をお願いする次第です。

結びに当たり、会員企業の益々のご発展と皆様のご健勝を心から祈念申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。



## 新年のご挨拶

三条税務署  
署長 栗 幅 久 雄

年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶申し上げます。

公益社団法人三条法人会の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。

旧年中は、野崎会長をはじめ会員の皆様には、税務行政全般にわたり深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に配慮しつつ、「新しい生活様式」の定着が進む中、国税庁では、経済社会の変化やデジタル技術の急速な発展を踏まえ、デジタル技術を活用して国税に関する手続や業務の抜本的な見直しに取り組み、e-TaxなどICTを活用した申告・納税等の税務手続について、サービスの充実に努めております。法人会の皆様におかれましては、これらの取組みにご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご承知のとおり、インボイス制度については、昨年10月1日から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されました。事業者の方が、令和5年10月からインボイスを交付するためには、原則、令和5年3月までに登録申請書を提出していただき適格請求書発行事業者となる必要があります。この消費税法の改正は、すべての事業者に影響を及ぼすものであり、事業者自らが改正内容や制度等を十分に理解して適正な申告ができるよう国税庁ではホームページにて「インボイス制度特設サイト」を常に更新しています。法人会におかれましては、広報誌による周知など、会を挙げてご協力いただき、お礼申し上げます。

年も改まり、令和3年分の所得税等の確定申告の時期を迎えました。

税務署では、自宅からのe-Tax・スマホ申告の推進に取り組んでおります。e-Taxによる申告は、混雑している確定申告会場に向くことなく、ご自宅からスマホやパソコンで24時間ご利用できます。会員企業役員の皆様、従業員やそのご家族への新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、ぜひご自宅からのe-Taxのご利用について、周知していただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

なお、確定申告会場は基本的な感染防止策を徹底し、入場整理券を活用して会場内の混雑緩和を図ることとしておりますが、申告期限間際は混雑が予想されますので、来場される場合はお早めにお越しください。

結びに当たり、本年が、公益社団法人三条法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご繁栄の年となりますことを心からご祈念申し上げます、新年のご挨拶とさせていただきます。

## 公益社団法人 三条法人会 理事会の開催

令和3年11月4日(木)、三条市旭町「二洲楼」において、理事会を開催した。議題は、議決事項として、第1号議案「公益法人移行10周年記念事業について」、第2号議案「令和3年度会員数の状況と会員増強の推進について」の議案審議と、報告事項として令和4年度税制改正要望について、納税表彰法人会関係者の報告について、令和3年度後期会議・事業予定について等、各種事業の実施状況の報告と資料説明を行った。



始めに「お酒と税」と題して田中誠二関東信越国税局酒類調整官の講演、栗幅久雄三条税務署長、長橋昇三条税理士会三条支部長の来賓あいさつの後議事を行った。

第1号議案は、令和4年通常総会の日記念式典、講演会、祝賀会の開催、また記念ゴルフ大会、法人会だより記念号を発行することについて説明し了承された。

第2号議案は、令和3年4月以降の新規加入状況と退会について、新規加入が6社、退会が20社、全体では14社の減となる旨の報告が行われた。特に退会事業所については、法人の廃業、解散、整理、倒産、または事業縮小によるためなどの報告がされた。これらの現状を受けて、野崎会長から大変厳しい状況であるが、法人会組織の基盤となる会員増強の推進について積極的に取り組んでいくことが確認された。



報告事項については、令和4年度税制改正要望について、納税表彰法人会関係者の報告、今後の事業予定等の状況説明が行われた。

その後、福利厚生制度推進連絡協議会を開催し、大同生命保険株式会社他各保険会社から、「想いをつないで50年『会員企業を守りたい』」キャンペーンの取り組み状況並びに今後の各種保険制度の加入促進計画について詳細説明を受け、加入促進に努めることとした。

## 日商3級簿記講座の開催



8月24日から11月2日までの17日間、三条商工会議所において、毎年度実施している日商簿記3級講座を開催した。アトラス税理士法人の松崎孝史先生を講師に迎え、午後6時30分から9時までの夜間の長期講座であったが、今年は19名が受講し日商簿記検定試験3級合格を目指した。

初日の8月24日午後6時30分から開校式を行い、講師の松崎先生からはこの講習は日商簿記に合格するための講座開催で受講生の皆さんには是非3級に合格していただきたいと激励のメッセージを送り講義に入った。11月2日の最終日には、出席率70%以上の18名に対し法人会より終了証書が授与された。

## 年末調整研修会の開催

税務署による年末調整説明会が中止となったため、11月24日(水)三条商工会議所において、講師に三条税務署担当官をお迎えし、午前と午後の2回、「年末調整研修会」を開催した。

43名が受講し、映像を見ながら今年の年末調整の記入方法や注意点等について詳しく説明を受けた。



## ～税制改正に関する提言書を市長・議長・地元国会議員事務所へ提出～

令和4年度の税制改正に関する提言書を滝沢亮三条市長、佐藤和雄三条市議会議長、藤田明美加茂市長、滝沢茂秋加茂市議会議長、重信元子見附市議会議長を訪ね、直接提言書を手渡し、主旨を伝えると共に要望を行った。また、菊田真紀子衆議院議員・國定勇人衆議院議員三条事務所の金子・赤堀秘書へ提言書を手渡し、要望を行った。



左から長澤副会長、野崎会長、藤田加茂市長、滝沢加茂市議会議長



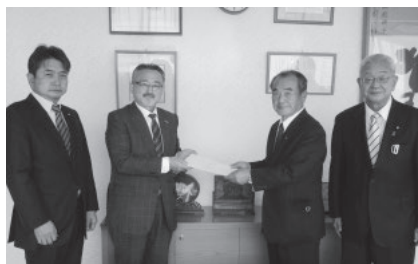
左から外山委員長、野崎会長、滝沢三条市長



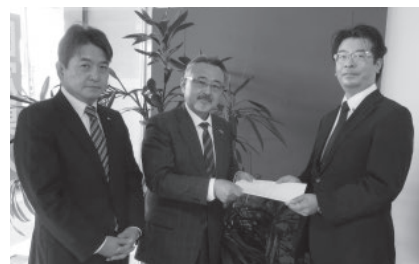
左から五十嵐見附市議会副議長、重信見附市議会議長、野崎会長、原山副会長、外山委員長



左から外山委員長、野崎会長、金子・菊田真紀子衆議院議員秘書



左から外山委員長、野崎会長、佐藤三条市議会議長、山田三条市議会副議長



左から外山委員長、野崎会長、赤堀・國定勇人衆議院議員秘書

提言書は、公益財団法人全国法人会総連合が全国の単位法人会会員に広くアンケート調査を実施、要望事項を県連単位で集約したものを、全法連税制委員会・理事会で最終的に取りまとめたものです。

## ～令和4年度税制改正スローガン～

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税財政改革の実現を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、  
持続可能な社会保障制度の確立を!
- コロナの影響はまだ残る。  
深刻な打撃を受ける中小企業に、実効性のある対策を!
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。  
本格的な事業承継税制の創設を!

## 令和4年度税制改正に関する提言(概要)

### I. 税・財政改革のあり方

#### 1. 財政健全化に向けて

感染症拡大が収束段階になった際には、税制だけではなく大胆な規制緩和を行うなど、スピード感をもって日本経済の本格的な回復に向けた施策を講じる必要がある。また、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制しないかぎり、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化は達成できない。また、社会保障は「自助」「公助」「共助」が基本であり、これを踏まえ公平性を確保したうえでその役割と範囲を改めて見直す必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

地方を含めた政府・議会は「まず臆より始めよ」の精神に基づき自ら身を削り、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行する。

#### 4. マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。政府は制度の意義等の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

### II. 経済活性化と中小企業対策

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献している。いわば経済社会の土台ともいえる存在であり、これが立ち行かなくなれば、経済全体にとっても取り返しのつかない事態に陥る。政府と自治体は複雑で多岐にわたるコロナ対策の周知・広報を徹底するとともに、申請手続きの簡便化やスピーディーな給付を行い、中小企業が存続を図れるよう全力で取り組む必要がある。

#### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。近年はコロナ禍だけでなく、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増している。そうした中でその存在感を示すことができるような税制の確立が求められる。

- (1) 中小法人に適用される法人税の軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- (2) 「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価格の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。 等

#### 3. 事業承継制度の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対策が必要である。

- (1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制度の創設
- (2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実、特例承継計画の提出期限の延長等
- (3) 引取相場のない株式の評価の見直し

#### 4. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- (1) システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮をすること。
- (2) 令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまった。新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらしており、さらなる事務負担を求めれば休廃業を加速することになりかねない。現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。 等

### III. 地方のあり方

今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さや行政組織間の意思疎通不足、病院間の特性に応じた役割分担がなされていなかったことが浮き彫りとなった。これを機に、緊急時の医療体制を整備する必要があるが、そのためには国と地方、さらに自治体間の情報共有が不可欠であり、改めて広域行政の必要性を強調しておきたい。また、地方自身がそれぞれの特性や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

# 税を 考 える 週 間

毎年11月の「税を考える習慣」行事に開催される合同納税表彰式は、新型コロナウイルスの拡大により中止になりましたが、法人会関係者の受賞者をご紹介します。(敬称略)

## ★国税庁長官表彰

永年にわたり税務行政の円滑化と納税動義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された、野崎会長が国税庁長官表彰を受けられ、北原関東信越国税局課税第二部長より表彰された。

公益社団法人三条法人会 会長 野崎 正明 (株)野崎忠五郎商店  
一般社団法人新潟県法人会連合会 副会長



左から北原部長、野崎会長

## ★関東信越国税局長表・三条税務署長表彰

永年にわたり税務行政の円滑化と納税動義の高揚に多大な貢献をされ、会の健全な発展と税意識の普及に尽力された、高頭前副会長が関東信越国税局長表彰を受けられ、また、長澤副会長・西巻副会長が税務署長表彰を受けられ、栗幅三条税務署長より表彰された。

### ○関東信越国税局長表彰

前公益社団法人三条法人会 副会長 高頭 八郎 (株)里味  
前一般社団法人新潟県法人会連合会 理事

### ○三条税務署長表彰

公益社団法人三条法人会 副会長 長澤 敬一 笹菊薬品(株)  
公益社団法人三条法人会 副会長 西巻 昭修 (株)サカエシステム



左から藤田統括官、栗幅税務署長、西巻副会長、高頭前副会長、長澤副会長

## ★公益社団法人 三条法人会「優良経理担当者表彰」(順不同)

優良経理担当者に会長から表彰状並びに記念品が授与されました。

### ○三条地区会

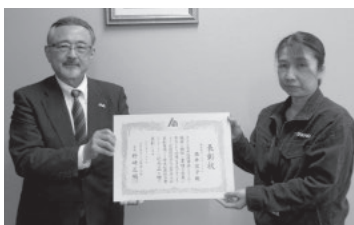
(株)高儀ホールディングス 酒 井 信 子  
(株)河井工業 高 橋 真由美  
(株)コロナ 山 田 太 祐

### ○加茂地区会

(株)Roco on the run 山 口 珠 美

### ○下田地区会

(株)下田郷開発いい湯らてい 齋 藤 詳 子



酒井信子さん



高橋真由美さん



山田太祐さん



山口珠美さん



齋藤詳子さん

## 「中学生の『税についての作文』」(公益社団法人三条法人会長賞)

全国納税貯蓄組合連合会と国税庁が主催し、三条法人会も後援している、「中学生の『税についての作文』」募集の優秀作品に法人会長賞が授与され、副賞と記念メダルが贈呈されました。

又、応募者に参加賞として法人会より、マーカーペン1,300本と税の小冊子1,300冊を贈呈しました。

見附市立南中学校 酒 井 晴 華 さん

題名 「助けられた私」

# 青年部会の活動

## 租税教室の開催



青年部会は租税教室の開催に積極的に取り組んでいる。管内小学校で開催される租税教室の講師として部会員を派遣しており、今年は一ノ木戸小学校、嵐南小学校、大崎学園、加茂西小学校、田井小学校の5校で実施した。講師は青年部会の役員が持ち回りで担当し、説明は租税教室講師養成研修会の内容をベースに三条法人会青年部会の独自のシナリオを部会員それぞれが工夫しながら行った。地道ではあるが、どうしたら子供たちに「税についてわかりやすく」理解してもらえるか部会員で相談しながら今後も租税教室を進めていくこととしている。管内の小学校にマーカーペン、税の小冊子、絵ハガキコンクールティッシュペーパーを各1,400個配付した。



# 女性部会の活動

## 第10回税に関する絵はがきコンクール入賞作品

令和3年度に女性部会が主管となり小学校6年生を対象に「第10回税に関する絵はがきコンクール」の作品を募集した。

小学生に税の大切さや税の果たす役割について学び、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的に毎年開催しており、今年度は、8校から146点の応募があった。

たくさんのご応募ありがとうございました。

### 第10回絵はがきコンクール入賞者名簿 (敬称略)

| 賞名              | 学校名   | 学年 | 氏名      |
|-----------------|-------|----|---------|
| 最優秀賞            | 嵐南小学校 | 6  | 佐々木 愛 莉 |
| 三条税務署長賞         | 嵐南小学校 | 6  | 永 井 颯 花 |
| 三条法人会長賞         | 嵐南小学校 | 6  | 関 山 楓 梨 |
| 三条法人会<br>女性部会長賞 | 見附小学校 | 6  | 多 賀 茉 悠 |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 中 嶋 美 空 |
| 三条法人会<br>青年部会長賞 | 嵐南小学校 | 6  | 多 田 桃 子 |
|                 | 月岡小学校 | 6  | 新飯田 菜 摘 |
| 優秀賞             | 嵐南小学校 | 6  | 石 丸 琴 珠 |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 押野見 唯   |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 佐 藤 奏 太 |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 佐 藤 瑠 佳 |
|                 | 下条小学校 | 6  | 永 井 愛優奈 |
|                 | 葛巻小学校 | 6  | 中 村 紗 彩 |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 平 山 寧   |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 町 田 日 和 |
|                 | 嵐南小学校 | 6  | 矢 島 美 織 |



最優秀賞  
嵐南小学校6年佐々木 愛莉



三条税務署長賞  
嵐南小学校6年永井 颯花



三条法人会長賞  
嵐南小学校6年関山 楓梨

○受賞作品は三条法人会ホームページでご覧いただけます。  
<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

## タオルの寄贈



地域社会貢献活動の一環として実施しているタオルの寄贈について、今年度はタオル200本、マスク2,400枚を12月15日(水)に高野部会長、味方副部会長、事務局で見附市社会福祉協議会に持参した。徳橋事務局長より見附市内の福祉関係施設などで有効に活用させていただきますと感謝の言葉をいただいた。

## 企業訪問

### 株式会社 みつみ環境



#### 【会社の概要】

- 代表者 代表取締役 佐藤 雅司
- 住所 〒959-1143 新潟県三条市泉新田 60 番地  
TEL 0256-45-4587 FAX 0256-45-4751
- 資本金 1,000 万円
- 従業員数 30 名
- 事業内容 浄化槽維持管理業、リフォーム事業、  
産業廃棄物収集運搬、一般事業系ごみ収集産業
- U R L <https://www.mitsumi-kankyo.jp/>
- e-mail [info@mitsumi-kankyo.jp](mailto:info@mitsumi-kankyo.jp)

弊社は、昭和35年に三条市（旧栄町）にて一般廃棄物処理業をスタートし、平成2年に法人化しました。現在は三条市下水処理委託業務を請負い三条市内の2,000人槽以上の下水施設を管理し生活に欠かせない水処理業務を担っております。

又、新潟県および三条市から許可された専門業者として、使用者に義務付けられた浄化槽の維持管理を行い、浄化槽が正常に機能しているかを保守点検し、必要に応じて汚泥引き抜きや消毒液補充、水質検査などのメンテナンスを行っております。こちらに付随し、浄化槽を使用する事で汚泥が蓄積し、機能の低下や悪臭を誘発する為、バキュームカーで汚泥等を引き抜く清掃、関連機器の部品交換を行っております。

次に県の許可を受け、一般廃棄物および産業廃棄物を回収し、処分するまでの一連作業を行っております。又、家や店舗などの丸ごとお片付けや遺品整理にも対応しております。



平成26年には本社とは別の荒町地区に「住みいるみつみ」ショールームをオープンし、トイレ、洗面台ユニットバスへの入れ替え・キッチン等の水回りリフォーから、内装・外装等のエクステリア全般の工事を行っております。

弊社では業務する上で、社員間が円滑に業務遂行出来るよう環境整備に取り組み、部署内の会議、飲みニケーションを通して、社員一人一人が気持ちよく仕事に取り組める環境を常に意識したプロジェクトを行っております。

又、時代に合わせた働き方を推奨する為に全社員にタブレットを支給し、速やかな情報共有・契約や集金の際訪問先でソフトに情報を入力することで帰社後の事務作業をスピーディーにしております。その他SNS感覚で情報や感謝を伝えられるコミュニケーションツールや、社内ルール・各事業の料金表・万が一事故が起きた場合の連絡先などが閲覧出来る「ルールブック」を社外でも手軽に確認できるようにアプリ化し効果的にITツールを活用しております。

当社は「水処理」「廃棄物処理」「リフォーム」を3本柱にプロの技術とノウハウで生活の困り事を解決し、快適な暮らしをサポートする事を自らの使命とし、地域の生活に密着した事業を展開して地域における「なくてはならない仕事」に取り組んでおります。



キャラクター:みつまる



# 生きる ～ 健康法・趣味～



## 『絵画鑑賞』

有限会社 鈴木  
代表取締役 鈴木 一様

25年程前ですが、建築資材の展示会や日本デザイン振興会の様子を知る為に、東京へ出向きました。帰りの新幹線の時刻まで少し時間があつたので、電車の吊り広告に惹かれ上野の森美術館で行われている「ピカソ展」を覗きました。その時はピカソの抽象画は全く理解できなかつたですが迫力のあるデッサンや抽象画に導く計算されたデッサンに感動し、絵画を観ることが楽しみになりました。数年前に伺った名古屋市のヤマザキマザック美術館にあるピカソの「マタドール」の価格を館長から聞いて大変驚きました。

シャガールは、鶏や牛が描かれ、人の背に羽が生えたり首が伸びたり、飛んだりして、愛の表現を色彩豊かに表現しています。心が折れた時などシャガールの愛の表現を思い浮かべて心を穏やかにしています。

新潟近代美術館にモネ展が開催された際、社員全員で出向き「睡蓮の池」などの池の水があのように輝いて描けるって、すごいと帰りの車の中で

私達は盛り上りました。

青木繁の「海の幸」は一人だけこちらを向いている中央奥の人物、顔が白く童顔で気になります。NHKの日曜美術館で青木繁が特集される以前に本物をどこかで見ていると思いますが、どこか思い出せず気になっております。

長野市の水野美術館では沢山の横山大観の絵画が展示してありました。同時期に活躍した下村観山、菱田春草、川端龍子、川合玉堂等と比較でき楽しいです。

私が若い時に大江健三郎のヒロシマ・ノートを読み、いつか広島平和記念公園に行きたいと思っていました。やっと3年前に行くことができ公園の中を歩くと、今まで経験したことがないほど空気が穏やかに流れていることに驚きました。平和記念資料館に入り平山郁夫の陶壁画「広島生変図」「平和のキャラバン・東」「平和のキャラバン・月」を観ながら原爆で被爆した人々や家族地域の痛みや苦しきは計り知れないと感じました。

原爆は恐ろしいです。

最後に、私は雪害防止製品の設計や開発をしております。今まで鑑賞してきた画家のようにいつか良い設計ができればと思いながら絵画鑑賞を続けてまいります。

## 編集後記

令和4年の新春を迎え謹んでお慶び申し上げます。

コロナ禍も落ち着き始めたかに思われましたが、新種株のオミクロンの出現で第6波に突入と全世界で騒がれています。何とか平常の落ち着きを取り戻したいのですが、まだ先ようです。

そんな中ではございますが、今年は公益社団法人として10周年事業を催します。感染予防には十二分に気を配り、節目の年として公益社団法人三条法人会として歴史に残る事業になるよう皆様のご協力よろしく願いいたします。

(総務・広報委員長 長岡信治)

**三条法人会よりインターネットセミナーのご案内**

会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

三条法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<http://www.sanjohojinkai.or.jp/>

ID・パスワードは

**会員ID:hj1009 パスワード:6350**

お問い合わせは三条法人会事務局まで TEL:0256-35-6350



簡単! 便利な!



# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手をされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

**事前手続**

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



## 2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は  
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

**納付方法**

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

**事前手続**

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



**納付方法**

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

**事前手続**

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



**納付方法**

「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

### 納付手続の特徴一覧

| 納付手段          | 便利に利用できる方   | 納付手続に必要なもの  | 利用可能税目   | 利用可能金額  |
|---------------|---|---|--|---|
| ダイレクト納付       | <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続きをされる方</li> <li>日付を指定して納付されたい方</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>ダイレクト納付利用届出書の提出</li> </ul>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>            |
| 振替納税          | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>振替依頼書の提出</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税</li> <li>消費税（個人）</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> </ul>                  |
| インターネットバンキング等 | <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※納付手続方法により利用できない税目あり</small>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>            |
| クレジットカード納付    | <ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを利用されている方</li> <li>インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード</li> </ul> <small>※納付税額に応じた決済手数料あり</small>            | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> </ul> <small>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</small> | <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円未満かつカード利用可能範囲内</li> </ul> |

#### 地方税より納付方法のご案内

○『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。  
 ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。  
 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
 なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても  
 自宅で国税と地方税の  
 納付ができるね



#### 利用可能時間

##### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

##### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。)です。



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

## はじめませんか、帳簿書類の電子化!

- 文書保存の負担軽減を図る観点から、各税法で保存が義務づけられている帳簿書類は、システムの説明書等の備付け等の最低限の要件を満たせば、プリントアウトせずに、作成した電子データのまま保存することができます。
- 国税の納税義務の適正な履行に資する一定の要件を満たした電子帳簿（優良な電子帳簿）の備付け及び保存をすることで、過少申告加算税の軽減措置や所得税の青色申告特別控除（65万円）の適用を受けることができます。

### ✓ 対象となる帳簿は？

#### ◆ 自己がコンピュータを使用して作成する帳簿

(例) 仕訳帳、総勘定元帳、経費帳、売上帳、仕入帳 など

- ※ 一部の帳簿のみを電子データによって保存することもできます。  
(例：仕訳帳と総勘定元帳を電子データで保存し、他の帳簿は紙で保存する。)
- ※ 作成する過程で一部を手書きで記録するなど、一貫してコンピュータを使用して作成しない帳簿については、この制度の適用は受けられません。
- ※ 過少申告加算税の軽減措置の適用を受けるためには、青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿の全てについて、優良な電子帳簿の要件に従って保存等を行う必要があります。

### ✓ 対象となる書類は？

#### ◆ 自己がコンピュータを使用して作成する決算関係書類

(例) 損益計算書、貸借対照表 など

#### ◆ 自己がコンピュータを使用して作成して取引相手に交付する書類の写し

(例) 見積書、請求書、納品書、領収書 などの“控え”

電子帳簿保存法の取扱通達やQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載されています。詳しくは、

国税庁 電子帳簿保存法

で 検索

## 電子保存を行うための要件は？

| 要件概要   |                                  | 帳簿  |     | 書類  |
|--|----------------------------------|-----|-----|-----|
|  |                                  | 優良  | その他 |     |
| 記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること  |                                  | ○   | —   | —   |
| 通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること                                      |                                  | ○   | —   | —   |
| 電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること                                      |                                  | ○   | —   | —   |
| システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること  |                                  | ○   | ○   | ○   |
| 保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと |                                  | ○   | ○   | ○   |
| 検索要件   | ① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること       | ○   | —   | —※3 |
|  | ② 日付又は金額の範囲指定により検索できること          | ○※1 | —   | —※3 |
|  | ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること | ○※1 | —   | —   |
| 税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと   |                                  | —※1 | ○※2 | ○※3 |

- ※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③の要件が不要。
- ※2 “優良”の要件を全て満たしているときは不要。
- ※3 取引年月日その他の日付により検索ができる機能及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確認している場合には、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくことの要件が不要。

## 必要な手続は？

### ◆ 電子保存の開始に当たって、特別な手続は、必要ありません。

令和4年1月1日以後は、事前に税務署長の承認を受ける必要もなく、任意のタイミングで始められます。ただし、帳簿の電子保存については、原則、課税期間の途中から適用することはできません。優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置等の適用を受けるためには、所轄税務署長宛、あらかじめ（※）、**届出書を提出する必要があります。**

（※）軽減措置等の適用を受けようとする国税の法定申告期限までに、その届出書を提出した場合には、あらかじめ、提出があったものと取り扱います。

### ◆ 要件を満たすかどうか確認するための**認証制度及び相談窓口**があります。

市販のソフトウェア等で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（J I I M A）の認証マークが付されています。また、独自開発されるシステムを対象に税務署及び国税局に事前相談窓口を設けています。

## ～三条税務署からのお知らせ～

### 令和3年分の所得税・個人消費税・贈与税の 確定申告会場を次のとおり開設いたします。

| 期間(注1)                | 確定申告会場                                  | 対象の方           |
|-----------------------|---|----------------|
| 2月10日(木)以前            | 三条税務署                                   | 還付申告の方<br>(注2) |
| 2月14日(月)<br>～3月15日(火) | 燕三条地場産業振興<br>センターリサーチコア<br>(三条市須頃 1-17) | 全ての方           |

(注1)土、日及び祝日は除きます。

(注2)贈与税については、2月1日(火)以降申告相談を受け付けております。

※感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月10日以前でも三条税務署で受け付けております。

- 開設期間中の相談受付時間は午前9時から午後4時です。
  - 燕三条地場産業振興センターリサーチコアの申告会場は6階研修室1・2・3です。
  - 申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には、当日配布又は国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した「入場整理券」が必要です。
  - 2月14日から3月15日は三条税務署庁舎では申告相談を行っておりません。
  - 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
  - 確定申告会場へ来場される際は、マスクを着用いただき、できる限り少人数でお越しください。
  - 入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をご遠慮いただく場合があります。
- ※確定申告会場における感染症拡大防止策の「3密回避」に向け、「ご自宅からのインターネットや郵送での申告」に皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 確定申告には、ご自宅からパソコン・スマホでご利用いただけるe-Tax・スマホ申告が便利です。

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に出向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホ又はICカードリーダライタを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。

また、印刷して郵送等で税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方はお早目の取得をお願いします。

感染防止の観点からも、ぜひご自宅からe-Taxをご利用ください。

※リサーチコア会場に関するお問い合わせは、三条税務署(電話 0256-32-6211 自動音声案内)へおたずねください。



謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じ  
 会員企業とそのご家族の皆様  
 安心をお届けしてまいります  
 新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに  
 ご健康とご多幸をお祈り申し上げます  
 令和四年

〈引受保険会社〉 **アフラック** 新潟支社  
 〒950-0088 新潟市中央区万代4丁目4-27 新潟テレコムビル4階

法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**  
 受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



**AIG 損保**

法人会のビジネスガード *Series* **Business Guard**

**会員企業をサポートする、AIG損保のリスクソリューション**

**法人会のハイパーメディカル**  
会社で入る医療補償  
 会社で入る医療補償



業務災害総合保険  
 疾病入院医療費用保険金・  
 疾病入院医療保険金 等セット

**法人会のハイパー任意労災**  
地震災害のリスクをガード  
 政府労災の上乗せ補償



業務災害総合保険  
 地震・噴火・津波危険補償特約  
 等セット

**充実の福利厚生サービス**※

- 電話相談サービス(24時間電話健康相談・介護相談ホットライン)
- メンタルケアカウンセリングサービス
- セカンドオピニオンアレンジサービス
- 生活習慣病サポートサービス

※本サービスは AIG 損害保険株式会社がティーバック株式会社に委託してご提供します。ご契約の内容により、ご利用可能なサービスが異なりますので、お問い合わせください。

**AIG損害保険株式会社**  
 URL:<http://www.aig.co.jp/sonpo>

お問合せ先  
**新潟支店**  
 〒951-8068  
 新潟市中央区上大川前通6番町1214-2  
 大同生命新潟ビル  
 午前9時~午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

この広告は保険の概要をご説明したものです。 (B-152291 2020-01)



# シンカする 大同生命。

大同生命は今や“万一のとき”の  
生命保険ではありません。  
これまでの保険を深化させて、病気・ケガによる  
離職・リタイアリスクなど、企業経営者が  
働けなくなったときまでサポートする  
「トータルな保障」を提供。  
さらに、生命保険の枠にとらわれない新化で、  
医療用ロボットによる難病治療のための保障や  
中小企業の「健康経営<sup>®</sup>」などを総合的に支援。  
生命保険を深く、新しく、シンカさせることで、  
大同生命の真価を発揮していきます。  
すべては、中小企業のみなさまのために。

トータルな  
企業保障

HAL  
プラス特約<sup>※</sup>

経営者個人  
の保障

中小企業向け  
サービス

※正式名称：無配当ロボットスーツ歩行運動処置給付特約【特定難病用・保険料不要型】  
新潟支社三条営業所/新潟県三条市林町2-1-24 TEL 0256-33-3045